

日程第十 陳情第八号

日程第十一 陳情第九号

日程第十二 陳情第十号

日程第十三 陳情第十一号

昭和五十七年第一回臨時市議会定例会（第四日目）

スバイ防止法制定反対に関する陳情書

スバイ防止法制定反対に関する陳情書

スバイ防止法制定反対に関する陳情書

スバイ防止法制定反対に関する陳情書

午前二時三十二分 開議

○議長（末次性男君） ただいまから昭和五十七年第一回福生市議会定例会
第四日目の会議を開きます。

○議長（末次性男君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして
諸般の報告をいたさせます。

（森田議会事務局長報告）

一、懲罰動議の提出について（別添参照）

○議長（末次性男君） 以上で報告は終わりました。

○議長（末次性男君） 本日の議事運営については、議会運営委員会におい
て検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 小林菊三君登壇）

○議会運営委員長（小林菊三君） 御指名をいただきましたので、先ほど開催
いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告を申し上げます。

日程についてはお手元に御配付の日程表のとおりと決定いたしました。
なお、日程第三から日程第十三の十一事業については一括して御審議願
うことといたしました。

次に日程の取り扱いについては、慎重に審査の上、すべて即決願うことと
決定した次第でございます。

以上のとおり報告いたします。（傍聴人中発言する者多し）

○議長（末次性男君） 静粛に願います。

ただいま委員長から報告されたとおり今日の議事を進めますので、
よろしく願います。

○議長（末次性男君） これより日程に入ります。

日程第一昨日に引き続き議案第三十四号の討論を行います。
反対者十二番 松山 清君。

（十二番 松山 清君登壇）

○十二番（松山 清君） 議案第三十四号スパイ防止法制定促進に関する意

見書について反対討論をいたします。

この法案は、通常理解されているスパイ行為を防止し、これを処罰すると
いた限定的なものではなく、まさに機密保護なる名をたてまえに、国民全
体を監視する体制であります。スパイの名がもたらす国民の拒否反応を
利用して、スパイだけではない善良な国民の権利を剥奪するものであると
言わざるを得ません。スパイの名を借りて国民の言論、出版、知る権利、こ
のようなものを奪い取るまさに民主主義の死刑執行人の役割を果たす法
案であります。

この法案は、たとえばジャーナリズムの取材行動を制約するでしょう。あの
三十数年前の戦争を思い出してもらいたいと思います。国民の勝った勝った
と言われる中で、日本民族だけで三百万人もの人の命が奪い去られたのです。
まさにその管制報道をするということが行われてきたこの歴史の教訓を

思い起こしていただきたいと思います。
いろいろ質疑の中で論議をしまいましたが、防衛秘密、防衛機密、
このものが質疑の中で明らかになりませんでしたでしたけれども、いろいろ本を

見ましても防衛秘密、防衛機密、こういうものが防衛庁長官、こういう方の胸一つで決まってしまう。このようなぬらいを持った法案であらうと私は考えております。大資本やアメリカの国民に知られたら都合の悪いことは秘密にして国民から閉ざしてしまう、このような役割を果たす法案であらうと考えております。

そこで皆さん、このスパイ防止法を一番積極的に押し進めようとする団体は韓国生まれの謀略団体——勝共連合であります。押し売り、インチキ募金等をして資金をかせいでいるこれらの言いなりになつていいのでしょうか。日本の進路を外国製の団体に利用されて誤つていいのでしょうか。私はこのことを強く訴えたいと思います。

いま、情勢は日米共同体制、このようなものと軍事費が御承知のように一層増大されております。P3CやF15等、私が申すまでもないことであります。アメリカとの共同作戦等、まさに日本が一路戦争への道、このようなものへ進むものとしての状況になつておりますが、この法案はまさにこれに拍車をかけるものと考えております。

ここで私は一つの談話を紹介したいと思います。

最近、自民党はおかしな動きが多過ぎる。たとえば機密保護法、スパイ防止法を制定しようという動きがある。そんな法律ができたなら言論統制がされ、国民世論を簡単に操作され、日本は軍国主義になつてしまう。これは戦前の教訓ですよ。また安保条約を軍事同盟みたいにし、レーガンに協力しようという動きに加え、財界から武器を輸出しようという動きがある。これもまた軍国主義につながる。軍国主義になれば日本は内部から経済的に崩壊してしまふ。いまの財界はどうかしていると思います。今日の空気が、ちょうど第二次大戦前に入り込んだときと同じなんだと、この談話はだれかと言いますと赤城宗徳元防衛庁長官がごく最近ある新聞に載せた談話であります。

このように自民党に藉を置く方です。このスパイ防止法、機密保護法というものを、国の進路を危うくするということで大変憂いてゐるわけでありす。

したがって皆さん、私は絶対通してはならないと思います。いま国民は

このような反動攻勢の中でもたまうてゐるわけではありません。特に特徴的なことは、核兵器廃絶に向け、最近の広島市での二十万人集会、これらに見られますように、核兵器反対や戦争反対、これらを掲げ平和を求める声は大きくなつてゐるのであります。決して国民は、これらの法案に、また自民党等の策謀にだまされるものではありません。

今回スパイ防止法制定などの戦前の天皇制軍国主義下のもとに国民を苦しめた、また歴史的審判の下った反動法案の復活を夢見る勢力に対しては、必ずや歴史の審判が下るであらうと思ひます。またそう下なければいけません。歴史は必ず前進いたします。このような反動勢力の反動攻勢に対して、日本民族、日本国民は必ず審判を下します。このことを私は確信するものであります。

今回、スパイ防止法制定促進、これを提出してゐる皆さん、本当にこのようなことが福生市議会に消すことのできないものを残すようなことのないように、いまからでもこのような意見書について撤回することを重ねて申し上げるものであります。

皆さんの方にも子供さんやかわいいお孫さんがおられると思ひます。この親の時代に子供が戦争に連れていかれて徴兵制になるような世の中をつくるような足跡を残しておいていいのでしょうか。まさにこのような動きの中にある中で、スパイ防止法案というものを通すことによつて一層拍車をかけると、先ほども言ったとおりであります。どうかもう一度皆さんお考えになつていただきます。と思います。

また皆さん、私たちは福生市の市民五万人に責任を持つ議員でございます。議員に当選するときはもちろんこのような問題について起きていたわけではありません。ですから市民の皆さん、有権者の皆さんが、このようなことについて議員の皆さんに決めてほしいということを負託したわけでもないと思ひます。ぜひ賢明な議員の皆さんが、いま一度お考え直しをしていただきます。スパイ防止法案等というまさに国民を苦しめるこういう内容のものについて、十分お考えいただき、まだ遅くありません。ぜひお考え直しをいただきます。このような意見書を可決するというこのないよう重ねて私は申し述べ、簡単でございますけれども反対討論とさせていただきます。

させていただきます。よろしく願ひいたします。(傍聴人中拍手する者あり)
○議長(末次性男君) 静粛に願ひます。
以上で討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。
お諮りいたします。

議案第三十四号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の
起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よって議案第三十四号は原案
のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二議案第三十五号核兵器の全面撤廃と軍備
縮小の推進に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(十九番宮沢良一君登壇)

○十九番(宮沢良一君) 御指名でございますので、議案第三十五号について提
案理由の説明をさせていただきます。

核兵器の全面撤廃と軍縮の促進は、日本国民の一致した願ひであり、
特に世界で最初の被爆国として、しかも三回も核や核兵器による惨禍を
こうもった日本国民は、二度とこのようなことが起きないように先頭に立って核

兵器の全面廃絶についての要求をしていかなければならないと思ひます。ま
た人類共通の願望である真の永続する国際的平和と安全は、軍縮に
よってつくり出されるものであると第一回国連軍縮特別総会の宣言で述べ
られていますが、しかし、核兵器を初め大量破壊兵器等、軍備は拡大
の一途をたどっております。こうした人類の生存にとって警戒となつてい

る軍核競争を直ちに中止し、総合的、段階的に実効ある軍縮を促進する
ことこそ、国連に課せられた最大の課題であり、いま第二回国連軍縮特
別総会に対する諸国民の期待は、かつてないほど高まっております。
そこで政府は、これらに対する国民の意を呈し、非核三原則の遵守
はもちろんのこと、第二回国連軍縮特別総会に向けて国際世論を踏ま

え、究極的な核兵器の廃絶と軍備の縮小を目指し最善の努力を尽くすよう政府に強く働きかけるよう、本意見書を御理解いただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（松山 清君） 共産党は意見書の趣旨と言いますが、核兵器の全面撤廃を、強いて言えば全面禁止とすべきだと思いますが、そういう精神的なものにつきましては、私はこの問題について反対するというものではありませんが、二、三お聞きして確認しておきたい問題がございますのでお願いしたいと思います。

一点目は、第一項目のわが国は唯一の核被爆国として非核三原則を堅持し、あらゆる国のあらゆる核兵器に対しその全面徹廃に全力を尽くし、あわせて非核兵器の軍備縮小についても積極的に推進することとなっておりますけれども、どうも最近非核三原則を堅持するということだけでは、昨年の

五月というが、ライシャワー発言等を見ましても、どうもこの辺で十分機能しないような状況があるのではないか。そういう点では意見書については非核三原則堅持とっておりますけれども、しかし、考え方としては非核三原則の完全実施法制化と、こういうふうにしていった方がより効果的、また機能を果たすのではないかと考えておるわけですから、その辺についてのお考えというが、あればお聞かせいただきたいと思います。

それからもう一点でございますが、この二点目の項目になりますけれども、二点目の二行目ですが、核兵器不拡散条約に基づく核保有国の核軍備縮小などとなっておりますが、この核兵器不拡散条約というものは私は知らないが、もしかしたら核拡散防止条約というのがこれに該当するのかなという考えを持っていたわけですが、そういう内容のものなのかどうかということです。

という点、教えていただければと思います。いすれにいたしましても、核兵器は世界人類共通のものでございますし、少なくともこういう意見書をあげるということであれば、いろいろの点からより実効のあるものにしていかなければならないと思いますので、この意見書

についての性格についてどうということではありませんけれども、いま申し上げました点についておわかりになつてゐると思ひますので教へていただければ幸と思ひます。

○十九番(宮沢良一君) 第一点の非核三原則堅持についてですが、これは松山議員御承知のとおり、国会ですでに核を持ち込まず、持たず、つくらずと、こういった三原則の決議をされてゐるわけですから、これをさらに確認を促すということ、この意見書を出し、そしてまた総理大臣に国連へもこの呼びかけをしていただくという含みでございます。

それから不拡散と拡散防止とは同じではないかと、こういうことですか。これは同じであります。そういうことで理解していただきたいと思います。

○十二番(松山 清君) 核兵器不拡散条約とたわれてゐるものについては、ごく一般的といひますが、正式に言つたらあれなのでしようが、私はこういう条約の中では核拡散防止条約というものは聞いてゐるわけですから、そういう条約と同様だということ、でございすけれども、だとすれば、私は核拡散防止条約を核兵器不拡散条約と言うのかどうなのかということも

ありますが、同様なものだということであればそれはかまいませんが、これは内閣総理大臣、外務大臣に出しますので、そういう用語をきちっと正確にしておく必要があると懸念するわけです。

いずれにしても、非核三原則を堅持するというのは、これは日本の国是ということになつておりますが、先ほど私が述べましたのは、完全実施法制化ということ、より強い強制力を持たせた方が効果的といひますか、よりいいのではないかというふうには私は考へておりますので、その点で、そういうお考えもあるのかどうかお聞きしたかったわけです。その点だけ教

えていただければと思ひます。

○十九番(宮沢良一君) 松山議員の、いわば要望というが、それはできればこういった書面を出す前に共産党にも一応どうだということをお願いしてゐるわけです。ここに出るからというふうにしてもらえばよかったということ、これは、ここではできましておりますので、この文章を出したいと思ひますので、一つ御理解願ひたいと思ひます。

○十二番(松山 清君)

そういうことを私は言つてゐるのではないのです。より

非核三原則を堅持するというよりも、完全実施法制化とした方がより効果的ではないかと私は考え、おるわけですから、そういう問題についてお考えになったことがおありかどうかと聞いておりますので、そのことについてお考えにならうおられるかどうかだけお聞きすればいいわけで、そういう余分なことについて聞いていいわけではございません。

それから、この核兵器不拡散条約というものについては、私もよくわかりませんが、核拡散防止条約と全く同一だということであれば、私の記憶違いかもしれませんが、出すものが出すものですから、これを見て少なくともこういうことについてはどうなのかです。

○十九番(宮沢良一君) 松山さんの言われたことについて考えておりませんので、今回はこういった形で出すということではございますので、御理解していただきたいと思えます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十五号は原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) これより暫時休憩いたします。

午前二時五十七分 休憩

午前五時五十三分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、追加議案について議会運営委員会において検討されており、ますので、委員長より報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三登壇)

○議会運営委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告を申し上げます。

先ほど局長が報告した議員遠藤洋一君に対する懲罰動議の取り扱いについて協議した結果、日程に追加することとし、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（末次性男君） ただいま委員長より報告のありましたとおり、貫井喜代次ほか二名より、会議規則第百十九条第一項の規定により、遠藤洋一君に対する懲罰動議が提出されております。

お諮りいたします。

この際、本件を日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よってこの際、遠藤洋一君に対する懲罰の動議を日程に追加することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） この際、日程第三から日程第十三までの十一案件

を一括して上程いたします。

日程第三 議案第三十六号

スパイ防止法制定促進に反対する決議

日程第四 陳情第二号

「スパイ防止法」制定反対に関する陳情書

日程第五 陳情第三号

「スパイ防止法」制定反対に関する陳情書

日程第六 陳情第四号

スパイ防止法制定反対に関する陳情書

日程第七 陳情第五号

「スパイ防止法」制定反対に関する陳情書

日程第八 陳情第六号

「スパイ防止法」制定反対に関する陳情書

日程第九 陳情第七号

「スパイ防止法」制定反対に関する陳情書

日程第十 陳情第八号

「スパイ防止法」制定反対に関する陳情書

日程第十一 陳情第九号

「スパイ防止法」制定反対に関する陳情書

日程第十二 陳情第十号

「スパイ防止法」制定反対に関する陳情書

日程第十三 陳情第十一号

「スパイ防止法」制定反対に関する陳情書

以上十一案件を一括して議題といたします。

本十一案件については、議案第三十四号がすでに可決されておりますので、みなし否決及びみなし不採択といたします。

○議長（末次性男君）追加日程第一議員遠藤洋一君に対する懲罰動議を議題といたします。

遠藤洋一君を除斥いたします。

（十番遠藤洋一君退場）

○議長（末次性男君）動議提出議員田村市郎君から趣旨説明を求めます。

（十七番田村市郎君登壇）

○十七番（田村市郎君）追加日程第一議員遠藤洋一君に対する懲罰動議の趣旨説明をさせていただきます。

すでに大方の議員も御承知のことと説明の要はないかと存じますが、先ほどの遠藤議員の発言中、特に「動議提出者が騒音で最も悩んでいる福東地域の選出の議員であったことは大変残念に思います。」との発言は、「動議提出者が……」と言われたことは、明らかに動議提出者の仲村議員個人を指したことは、地方自治法第百三十二条による無礼の言葉の使用に該当するとして、会議規則第百十九条の規定により懲罰動議を提出する

ものであります。

○議長（末次性男君）これより動議提出者の説明に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）以上で質疑を終わります。

遠藤洋一君より一身上の弁明をしたい旨の申し出がありますので、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）御異議なしと認めます。よって遠藤洋一君の一身上の弁明の申し出については同意することに決定いたしました。

（十番遠藤洋一君入場）

○議長（末次性男君）遠藤洋一君の一身上の弁明を許します。

（十番遠藤洋一君登壇）

○十番（遠藤洋一君）このような形の場合にどのような形の弁明ということになるかにつきましては、前例等がなく、調べたわかりませんが、このようなことは言えると思います。